

～貴重な緑を未来の子供たちに残すために～

三島市ふるさとの緑保全基金



三島市では「せせらぎと緑と活力あふれる幸せ実感都市・三島」として緑あふれるまちづくりのために諸施策を実施しておりますが、今後さらに「緑あふれる潤いある街づくり」を進めていくためには、市内に残る楽寿園をはじめとする貴重な緑を将来にわたり保全していく必要があります。

三島市では、市内に残る『貴重なふるさとの緑』を保全する事業に要する経費に充てることを目的に、平成14年度より「三島市ふるさとの緑保全基金」をスタートしました。

三島市役所 みどりと水のまちづくり課

この制度は、市民のみなさまや企業・団体等から寄せられた寄附金を『貴重なふるさとの緑』の保全事業の費用に充てるため、積み立てを行うものです。

貴重なふるさとの緑保全事業



- ・貴重な樹林地(楽寿園・白滝公園等)の取得・保全
- ・緑地・街路樹の保全
- ・市内に残る巨樹の保存
- ・里山の保全

ふるさとの緑保全基金推進協議会

三島市ふるさとの緑保全基金

市民・企業・団体のみなさんの寄附金

どんな制度なの？

基金設置の目的

市民・企業・団体等の積極的な参加と協力により、貴重な緑の取得及び保全を図り、健康で快適な潤いあるまちづくりに資することを目的としています。

緑の保全事業

『貴重なふるさとの緑』の保全に関する事業を行います。

- ・ 貴重な樹林地(楽寿園・白滝公園等)の取得・保全
- ・ 緑地・街路樹の保全
- ・ 市内に残る巨樹の保存
- ・ 里山の保全

基金への寄附金については税の優遇措置があります。

- ・ 個人の場合

所得税及び個人住民税において控除を受けられる場合があります。

- ・ 法人の場合

法人税において確定申告により寄附金額を損金算入することができます。

寄附のお申出方法

基金にご賛同・ご協力いただける方は、「三島市役所 みどりと水のまちづくり課」

(電話 983-2642) へ寄附のお申し出をお願いいたします。

寄附金は、三島市が発行する納付書にて指定の金融機関に納めていただきます。

なお、納入後の納付書は領収書になり、確定申告の際に必要ですので大切に保管してください。

この趣旨にご賛同いただきまして、みなさまのご協力をお願いします。

なお、寄附の受付につきましてはみどりと水のまちづくり課で行っております。

三島市役所 みどりと水のまちづくり課

電話 055-983-2642 FAX 055-973-5722

E-mail midori@city.mishima.shizuoka.jp

URL <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>

○三島市ふるさとの緑保全基金条例

平成 14 年 3 月 29 日 条例第 4 号

(設置)

第 1 条 貴重なふるさとの緑を保全する事業に要する経費に充てるため、三島市ふるさとの緑保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 毎年度、基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第 1 条に規定する経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 市長は、第 1 条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。